

○薬局における処方せん確認の徹底等に係る留意点について

(平成19年9月21日)

(事務連絡)

(各都道府県・各保健所設置市・各特別区薬務主管部(局)あて厚生労働省医薬食品局総務課通知)

今般、平成19年9月21日付薬食発第0921003号通知(以下「局長通知」という。)により、塩酸メチルフェニデート(リタリン)その他向精神薬の適正使用、処方せんに係る疑義照会の徹底等について通知されたところであるが、そのうち薬局における処方せん確認の際の主な留意事項は下記のとおりであるので、参考にされたい。

記

1. 向精神薬の処方せんに係る疑義照会について(局長通知2.(1))

(1) 向精神薬全般

- ① 以下のような不自然な点はないか。

(例)

- ・調剤できるか否かの電話による事前確認。
- ・同一患者で複数の医療機関から処方。
- ・自費扱いになっている。

- ② 倍量処方であるなど用法・用量を超えていないか。
- ③ 投薬期間中にも関わらず、何度も来局していないか。
- ④ 患者が薬物依存を生じていることが疑われないか。

(2) 塩酸メチルフェニデート(リタリン)

(1)に掲げた事項に加え、例えば、次のような点について確認すべきである。

- ① 効能・効果に関し、他の抗うつ薬との併用を求めているところ、リタリン単剤での処方となっていないか。
- ② 短期間のうちに複数の処方せんを持ち込んでいないか。

2. 偽造処方せん防止等のための処方せんの精査について(局長通知2.(2))

(1) 向精神薬全般

- ① 規格、用法、用量、処方日数、処方せん交付日等改ざんされていないか。
- ② 異なった字体での加筆はないか。
- ③ カラーコピーされた処方せんではないか。
- ④ 訂正印のない訂正がされていないか。

(2) 塩酸メチルフェニデート(リタリン)

(1)に掲げた事項に加え、例えば、次のような点について確認すべきである。

- ① 保険証と処方せんに記載されている氏名、生年月日、保険者番号などが異なっていないか。
- ② 所在地が近隣でない医療機関からの処方せんでないか。